

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※ 専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	神戸医療福祉専門学校中央校
設置者名	学校法人 神戸滋慶学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
教育・社会福祉専門課程	介護福祉士科	夜・通信	1770 時間	160 時間	
医療専門課程	鍼灸科	夜・通信	915 時間	240 時間	
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

学校ホームページの情報公開バナーから公表 https://www.kmw.ac.jp/gakko/joho/

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	神戸医療福祉専門学校中央校
設置者名	学校法人 神戸滋慶学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

ホームページにて公表 https://www.kmw.ac.jp/gakko/joho/

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	(株)日本販売企画 代表取締役	2023/3/27 ～ 2026/3/27	適切な情報収集
非常勤	学校法人滋慶コミュニ ケーションアート 理事	2023/3/27 ～ 2026/3/27	組織運営体制への チェック機能
(備考)			

様式第 2 号の 3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	神戸医療福祉専門学校中央校
設置者名	学校法人 神戸滋慶学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 授業計画書の作成過程：指定科目については指摘規則に則って授業計画を作成。 その他の科目については、教育課程編成委員会等で業界の方から意見を参考に授業計画を作成している。 授業計画書の作成・公表時期：2025 年 7 月予定	
授業計画書の公表方法	ホームページで公表 https://www.kmw.ac.jp/gakko/joho/
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 学則において学内の成績評価、履修、卒業要件について規定している。 各学科で定める授業科目の試験により成績評価を行っている。 (参考) 学則 第 23 条 試験は各学期ごとに行い、試験の成績評価は科目ごとに 100 点満点とし、60 点以上を合格点とする。 第 24 条 所定の授業日数の 3 分の 1 以上欠席した者は、進級又は卒業することが出来ない。但し、各学年において欠席日数が出席すべき日数の 3 分の 1 以内であっても、各科目の出席時間数が所定の 3 分の 2 に満たない者、又、実習の出席時間数が 5 分の 4 に満たない者は、補講を受けなければ進級又は卒業することができない。	

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 客観的な指標の設定：GPAによる。 試験の成績評価は科目ごとに100点満点とし、60点以上を合格点とする。 ※試験の成績評価は試験の点数の合計(100点満点)が、90点～100点が「A」、80点～89点が「B」、70点～79点が「C」、60点～69点が「D」、59点以下「F」と評価する。「D」以上を合格点とする。 各成績は、A(4.0)、B(3.0)、C(2.0)、D(1.0)としてGPAはAの単位数×4.0+Bの単位数×3.0+Cの単位数×2.0+Dの単位数×1.0の合計を、各学生が履修済みの総単位数で除した数を求めることによって算出する。	
客観的な指標の算出方法の公表方法	ホームページで公表 https://www.kmw.ac.jp/gakko/joho/
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 学則において学内の成績評価、履修、卒業要件について規定している。 (参考) 学則 第24条 所定の授業日数の3分の1以上欠席した者は、進級又は卒業することができない。但し、各学年において欠席日数が出席すべき日数の3分の1以内であっても、各科目の出席時間数が所定の3分の2に満たない者、又、実習の出席時間数が5分の4に満たない者は、補講を受けなければ進級又は卒業することができない。	
卒業の認定に関する方針の公表方法	ホームページで公表 https://www.kmw.ac.jp/gakko/joho/

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	神戸医療福祉専門学校中央校
設置者名	学校法人 神戸滋慶学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.kmw.ac.jp/
収支計算書又は損益計算書	同上
財産目録	同上
事業報告書	同上
監事による監査報告（書）	同上

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士		高度専門士	
教育・社会福祉分野		教育・社会福祉専門課程	介護福祉士科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	1980 単位時間／単位	1080 単位時間	450 単位時間	450 単位時間	0 単位時間	0 単位時間
			単位時間／単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数		総教員数
80人		50人	0人	4人	22人		26人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の1.を参照
成績評価の基準・方法
（概要） 様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の3.を参照
卒業・進級の認定基準
（概要） 様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の4.を参照
学修支援等

生徒総定員数	生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数
90人	75人	0人	7人	11人	18人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の1.を参照
成績評価の基準・方法
（概要） 様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の3.を参照
卒業・進級の認定基準
（概要） 様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の4.を参照
学修支援等
（概要） 3日以上欠席が続いた場合は、担任が保護者に連絡し、理由を把握すると共に、必要であればカウンセラーにつなぎ、原因を把握した上で、適切な対応をしている。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
23人 (100%)	0人 (0%)	20人 (86%)	3人 (14%)
（主な就職、業界等） 鍼灸院、鍼灸整骨院、病院など			
（就職指導内容） 就職フェアの参加・施設見学・履歴書添削・模擬面接・講義を通して就職指導を行う			
（主な学修成果（資格・検定等）） はり師・きゅう師・硬筆書写技能検定2・3級・コミュニケーションスキルアップ検定など			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
71人	9人	12%

(中途退学の主な理由) 病気、成績不振
(中退防止・中退者支援のための取組) クラス担任制で、定期、不定期の個人面談を行っている。また学生ひとり一人の状況変化に対し、担任だけでなく、チームで対応している。又、心のケアについては学生相談室を設置し、個別面談を行っている。 経済的な理由により学業の継続が困難な学生に対しては、専門の教職員が個別に面談し、日本学生支援機構奨学金等適切な情報提供を行っている。 進路変更委員会を設置しており、学生が進路変更を希望した場合、ひとり一人の学生にとって最適な進路変更を提案するようにしている。

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考(任意記載事項)
介護 福祉士科	100,000 円	900,000 円	円	
鍼灸科	300,000 円	1,000,000 円	300,000 円	その他(実習費、施設管理費)
修学支援(任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 本校ホームページの情報公開バナーから公表する。 https://www.kmw.ac.jp/gakko/joho/		
学校関係者評価の基本方針(実施方法・体制)		
卒業生・保護者代表、近隣関係者、高校関係者、業界関係者により構成される学校関係者評価委員会を組織し、この委員会が、学校教職員が行った自己点検・自己評価の内容を審議・評価することを通し、学校運営の改善に生かすことを方針とする。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
医療機関	2 年	卒業生
神戸医療福祉専門学校中央校	2 年	保護者
ホテル社員	2 年	近隣関係者
兵庫県 県立高等学校	2 年	高校関係者
一般社団 神戸市老人福祉施設連盟	2 年	業界関係者
協同組合 兵庫県保険鍼灸師会	2 年	業界関係者

学校関係者評価結果の公表方法
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 本校ホームページの情報公開バナーから公表。 https://www.kmw.ac.jp/gakko/joho/
第三者による学校評価 (任意記載事項)

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 本校ホームページの情報公開バナーから公表 https://www.kmw.ac.jp/gakko/joho/
--

(別紙)

- ※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。
- ※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H128310000496
学校名（〇〇大学 等）	神戸医療福祉専門学校中央校
設置者名（学校法人〇〇学園 等）	学校法人 神戸滋慶学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		2 4 人（ － ）人	2 2 人（ － ）人	2 4 人（ － ）人
内 訳	第Ⅰ区分	1 5 人	1 4 人	
	(うち多子世帯)	(0 人)	(0 人)	
	第Ⅱ区分	一人	一人	
	(うち多子世帯)	(0 人)	(0 人)	
	第Ⅲ区分	一人	一人	
	(うち多子世帯)	(0 人)	(一人)	
	第Ⅳ区分（理工農）	0 人	0 人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	一人	0 人	
	区分外（多子世帯）	一人	一人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0 人（ 0 ）人
合計（年間）				2 4 人（ － ）人
(備考)				

- ※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。
- ※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	一人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	0人	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	一人	0人	一人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	0人	0人
計	一人	0人	一人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	一人
3月以上の停学	0人
年間計	一人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
G P A等が下位4分の1	一人	0人	—

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単 位時間数が警告の基準に該当)	0人	0人	0人
G P A等が下位4分の1	一人	一人	一人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意 欲が低い状況	一人	0人	一人
計	一人	一人	一人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。